

安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会 設立趣意書

わが国の自転車通行空間の整備については、自転車は車両であり、車道通行が原則であるという観点から、平成24年に、国土交通省と警察庁が「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を作成、平成28年に改定し、望ましい自転車通行空間の整備の在り方等について提示したところである。

平成28年には自転車活用推進法（平成28年法律第113号）が制定されるなど、カーボンニュートラル等の観点から自転車活用の社会的需要は高くなっている一方、未だに自転車に関連する死亡事故は後を絶たず、また、交通事故件数が減少傾向にある中、自転車対歩行者事故の発生件数は横ばいで推移している。

また、令和4年の道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正等により、電動キックボードをはじめとする新たなモビリティも自転車と同様の空間を通行することになるなど、今後は、新たなモビリティと自動車、自転車、歩行者との共存を図るためにも、安全で快適な自転車等利用環境を向上させる方策を検討する必要がある。

については、わが国の道路特性、交通状況その他の社会状況を踏まえつつ、安全で快適な自転車等利用環境を向上させるための方策などについて、専門的見地から審議を行うため「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」を開催するものである。

なお、検討委員会の事務局は、国土交通省道路局及び警察庁交通局に置くこととする。

「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」規約(案)

令和5年 2月 2日

(名称)

第1条 この委員会は、安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会(以下、「委員会」という。)という。

(目的)

第2条 委員会は、我が国の道路特性、交通状況その他の社会状況を踏まえつつ、自転車通行空間を早期に確保する方策など、安全で快適な自転車通行空間確保における諸課題について専門的見地から検討することを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省道路局並びに警察庁交通局が行う。

(委員等以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

第7条 委員会は、原則として公開とし、議事要旨は、委員会後速やかにホームページで公開する。但し、特段の理由があるときは、会議を非公開にすることができる。

(別紙)

安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会
委員名簿

入谷 誠	一般財団法人 全日本交通安全協会 専務理事
井料 美帆	名古屋大学大学院 環境学研究科 准教授
北方 真起	WALIFEPlanning 代表
絹 代	サイクルライフナビゲーター
楠田 悦子	モビリティジャーナリスト
久保田 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授
栗田 敬子	NPO法人 エコ・モビリティサッポロ 代表理事
古倉 宗治	公益財団法人 自転車駐車場整備センター 自転車総合研究所所長
小林 成基	NPO法人 自転車活用推進研究会 理事長
小林 博	公益財団法人 日本サイクリング協会 理事・事務局長
佐藤 栄一	栃木県宇都宮市 市長
三国 成子	地球の友・金沢
屋井 鉄雄	東京工業大学 副学長 教授
吉田 長裕	大阪公立大学 大学院工学研究科 准教授

(敬称略)

(五十音順)